

令和 7 年度

裾野市公共施設の利活用に関する民間提案制度

公共施設利活用（施設提示型）個別説明書

対象施設：裾野市役所本庁舎

テーク：来庁者に向けた効果的な行政情報等の
発信

（想定事業：広告付きデジタルサイネージ設置事業）

1 事業テーマ

裾野市役所本庁舎の来庁者に向けた効果的な行政情報等の発信

2 事業概要

本事業は、裾野市役所本庁舎にデジタルサイネージ等の情報発信手法を活用し、来庁者に効果的に行政情報等を発信するための事業です。情報発信手法の活用にあたり、民間広告を入れることで事業費の低減を図ると同時に、民間のノウハウにより広告主を独自に確保していただき、市の歳入確保につなげたいものです。

【想定事業】広告付きデジタルサイネージの設置による情報発信

3 現状と課題

- 紙のパンフレットやチラシの掲示場所に限りがあること。
- 紙のパンフレットやチラシの掲示期間の管理や更新に、職員の手間がかかっていること。
- 現在、全庁的な窓口改革の一環で、紙ポスターの掲示は抑制する方針となっていること。

4 対象施設の基本情報

- (1) 施設名称 裾野市役所本庁舎
- (2) 所在地 静岡県裾野市佐野 1059 番地
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造、地下 1 階・地上 5 階建て
- (4) 開庁時間 8 時 30 分～17 時 15 分
- (5) 閉庁日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
- (6) 施設利用者
- ①来庁者 約 250～300 人／日
※その他に相談等で来庁者あり
- ②職員数 本庁舎内約 300 人

5 事業条件

- (1) 期間 令和 8 年 4 月 1 日以降で、5 年間
※開始時期は協議による。
- (2) 費用負担 本事業に係る費用はすべて提案者(以下、「事業実施者」)が負担すること。

- (3) 使用許可 補野市役所本庁舎の利用に当たり、補野市公有財産管理規則（平成 17 年規則第 3 号）第 33 条に基づく使用許可申請を、事業期間中、毎年行うこと（許可期間は 1 年間とする）。
- (4) 使用料 補野市役所本庁舎の利用に当たり、行政財産の目的外使用に関する条例（昭和 62 年条例第 4 号）に基づく、行政財産目的外使用に係る使用料を負担すること。【使用料概算】約 22,000 円/㎡
- (5) その他 本事業は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に基づく行政財産の目的外使用許可であるため、公用若しくは公共用に供する必要が生じたときは、許可を取り消す場合があります。

6 想定事業について

本事業における本市が想定する事業は、「広告付きデジタルサイネージの設置による情報発信」です。以下では、その場合の条件を整理します。

(1) 設置場所・設置機器の想定

設置場所は、市役所本庁舎 1 階を想定（別図を参照）。設置機器の仕様と設置台数は、提案による。

(2) 設置期間

「5 事業条件(1)」に記載のとおり。

(3) 費用負担

「5 事業条件(2)」に記載のとおり。なお、設置した機器が使用する電気料は、別途本市からの納入通知書により期限までに納入すること。

(4) 広告について

① 広告の募集

広告主の募集は、事業実施者にて行うこと。なお、広告主および広告内容は、補野市広告掲載要綱（平成 20 年告示第 68 号）及び補野市広告掲載基準（平成 23 年 11 月 14 日施行）を遵守すること。

② 広告物の製作

- 広告物の製作に要する費用は、すべて広告主（または事業実施者）の負担とする。
- 広告物を製作する前にその最終案をあらかじめ市に提示し、確認を受けること。

③ 広告物の設置・撤去

広告物の設置及び撤去は、事業実施者において行うこと。

④ 審査項目における加算（重点加算）

- ・ 本事業の主目的が財政上の負担軽減であることから、「財政負担の軽減への効果」に 5 点加算。
- ・ 使用料以外で、広告収入を一部市に還元するなど、追加の歳入確保を見込むことができる提案については、「提案の独自性・法令適合性」に 4 点加算。

7 図面・写真（本庁舎 1 階）

(1) 図面



(2) 写真

